

○桐生市産業振興貢献企業感謝状贈呈要綱(一部抜粋)

改正 平成23年5月16日 令和3年6月28日

令和4年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、桐生市内企業への発注等により、当該企業の繁栄と市の産業振興に貢献した市外の企業(以下「貢献企業」という。)に対し感謝状を贈呈することに関し必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の贈呈基準)

第2条 対象は、次に掲げるいずれかに該当する市外の企業とする。

- (1) 市内の一企業に対して年間発注額が 5千万円以上で、かつ、当該企業の総受注量の 50パーセント以上の発注を行っている企業
- (2) 市内の一企業に対して年間発注額が 1億円以上の企業
- (3) その他市長が特に市内企業の繁栄と産業振興に貢献したと認める企業

(対象企業の選出)

第3条 対象企業については、市内企業の推薦により選出するものとする。

2 市内企業は、桐生市産業振興貢献企業感謝状贈呈推薦書(別記様式。以下「推薦書」という。)により推薦するものとする。

(貢献企業の決定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された推薦書を審査し、対象企業を貢献企業として決定するものとする。

(感謝状の贈呈)

第5条 市長は、貢献企業に対し、感謝状を贈呈するものとする。